

# 早めに準備を！ 2月16日から始まります 平成23年分所得の確定申告相談

市役所本庁と各支所において、平成23年分所得の確定申告相談を開設しますので、ぜひご利用ください。なお、申告相談を受けられる際は、下書きの作成、医療費の集計や営業・農業所得の収支計算など事前に行っていただくようご協力をお願いします。



## ●確定申告の相談日

会場	相談日(土・日を除く)
市役所本庁	2月16日(木)～3月15日(木) ※本庁のみ3/3・10(土)午前9時～午後4時も開催します
清見支所	2月21日(火)～2月27日(月)
荘川支所	3月5日(月)～3月9日(金)
一之宮支所	2月16日(木)～2月21日(火)
久々野支所	2月23日(木)～3月1日(木)
高根支所	2月28日(火)～3月5日(月)
朝日支所	3月8日(木)～3月14日(水)
国府支所	2月16日(木)～2月29日(水)
丹生川支所	3月1日(木)～3月9日(金)
上宝支所	3月6日(火)～3月15日(木)

※時間はいずれも午前8時30分～午後5時15分まで  
※清見、荘川、高根、朝日の各支所では、町内会ごとに申告日を設定しています。詳細は町内会などを通じてお知らせします。

問合せ先: 税務課 ☎35-3136

## ご注意ください！ 市役所の各会場では、次の申告相談を受付できません

- 青色申告
- 平成22年分以前の確定申告
- 土地・建物と株の譲渡所得
- 住宅ローン控除(平成23年入居分)
- 肉用牛に関する申告

高山税務署が開設する申告会場、または税理士による無料税務相談所などをご利用ください。

## 震災に対する義援金の寄附金控除

一定の条件を満たしたものは寄附金控除を受けられます。義援金を支出したことが確認できる領収書・受領書などをご用意のうえ、確定申告してください。

## 電子証明書発行サービス提供時間の延長

「インターネットを利用して申告できるe-Tax」に必要な電子証明書発行サービスの市民課窓口の提供時間を延長します。

期間 1月16日(月)～3月15日(木)

時間 平日 午前8時30分～午後7時  
土曜日 午前9時～正午まで

場所 本庁市民課(支所では実施しません)

※通常時は平日午前8時30分～午後5時まで

## 高山税務署からのお知らせ

問合せ先: 高山税務署 ☎32-1020

### 申告書はご自分で作成してお早めに

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、ご自分で確定申告書を作成できます。

所得税・消費税については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でも、確定申告書を作成・提出することができます。

※e-Taxの利用には事前手続きが必要です。

### 確定申告相談会場を開設します

相談対象 所得税(譲渡所得を含む)

個人事業者の消費税・贈与税

開設期間 2月16日(木)～3月15日(木)(土・日除く)

開設時間 午前9時～午後5時

申告書作成に時間がかかるため午後4時までにお越しください。

開設場所 市民文化会館4階大会議室(昭和町1)

会場では、パソコンを利用してご自分で確定申告書を作成していただきます。(サポートあり)

※提出のみの方は高山税務署(名田町3)でも受付します。

### 税理士による無料税務相談所を開設します

対象者

前年分の所得金額(※)が300万円以下の方(消費税の課税事業者である場合は平成21年分の課税売上高が3,000万円以下の方)

開設期間 2月21日(火)～2月24日(金)

開設時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

開設場所 市民文化会館 2階展示室(昭和町1)

※青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額

### 平成23年分の申告および納付期限のお知らせ

それぞれ次の期限までに申告し、金融機関で納付してください。納付書がない方は、確定申告会場または税務署で用意していますのでご利用ください。

所得税・贈与税⇒3月15日(木)まで

消費税⇒4月2日(月)まで

便利で安全・確実な「振替納税」もご利用ください。